

平成 2 5 年度

包括外部監査結果報告書（要約版）

**「文化産業局の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について」**

倉敷市包括外部監査人

加瀬野忠吉

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 監査の対象

#### (1) 対象事項（選定した特定の事件）

文化産業局の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について

#### (2) 対象箇所

文化産業局の対象事項に関係する全部局及び所管の財政援助団体

#### (3) 監査対象年度

平成24年度。ただし、必要に応じて平成23年度以前も監査の対象とする。

### 2 監査の実施期間

平成25年6月20日から平成26年2月17日まで

### 3 監査の体制

|         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| 包括外部監査人 | 弁 護 士 | 加 瀬 野 忠 吉 |
| 同補助者    | 公認会計士 | 宮 崎 栄 一   |
| 同補助者    | 公認会計士 | 上 坂 岳 大   |
| 同補助者    | 弁 護 士 | 長 谷 川 威   |
| 同補助者    | 弁 護 士 | 小 松 原 玲 子 |

### 4 監査テーマの選定理由

倉敷市では、平成8年2月に「倉敷市行財政改革大綱」を策定して以降、行財政改革の実施を継続して行ってきた。そして、最近の地方公共団体を取り巻く環境の変化、特に地方分権の推進や経済状況・財政構造の変化、インフラ・施設の大規模修繕時期の到来等を踏まえて、平成23年1月には「倉敷市行財政改革プラン2011」を策定し、上記のような社会経済状況の変化に対応した行財政改革の推進を行うこととしている。

そして、平成23年3月に策定された倉敷市第六次総合計画及びその構想実現計画2012では、「2 文化・産業・都市基盤」において、くらしきの文化、芸術活動を推進し、その保存・承継を図ることや市内商店街を活性化し、美観地区を中心とした観光の振興等が、倉敷市として取り組むべき施策として掲げられており、そのような行政目的の推進を図るため、多くの補

助金が団体に交付されている。

また、文化産業局が所管する公の施設が多数あり、その多くが大規模修繕時期の到来を踏まえて、施設の存続も含めた有効活用が喫緊の課題となっている。

産業・文化の振興が観光都市倉敷市において極めて重要な施策であることは疑いのないところであるが、上記のような地方公共団体を取りまく環境の変化による厳しい財政状況において、その有効性、効率性、経済性の観点からの見直しが必要であると考えられる。

したがって、文化産業局が所管する事務、特に補助金事業と公の施設の管理について、その有効性、効率性、経済性の観点から監査を実施することの意義があると考え、特定の事件として選定した。

## 第2 監査にあたっての視点

### 1 倉敷市の文化観光及び産業振興の重要性と監査の必要性

倉敷市では、平成22年3月、倉敷市の個性と魅力を伸ばすことを目的に、文化振興に関する基本理念を明らかにし、総合的な文化施策を展開するための指針として、「倉敷市文化振興計画」を策定し、文化芸術に関わる分野の指針としている。また、観光都市くらしきの名のとおり、倉敷市において観光の振興は最も重視すべき施策であり、また、商工業・農林業の振興は、地方自治体にとって最も基本的な責務でもある。

以上のとおり、文化産業局が所管する事務は、文化観光都市くらしきにとって欠くことのできない重要な施策であることは疑いのないところであるが、その反面、多くの補助金が交付される事業があり、また、市民会館等を初めとする大規模な施設を所管している。

したがって、文化産業局の所管する事業については、地方公共団体が置かれた状況に合った有効かつ効率的・経済的な行政が行われる必要性が認められるとともに、その施設の管理についても、施設が市民にとって有意義に利用され、その管理が効率的に行われる必要がある。

### 2 文化産業局が所管する補助金事業について

(1) 文化産業局が所管している補助金事業の補助事業名、補助金の交付先、平成24年度の補助金の交付額及び根拠となる規程を、担当課毎にまとめたものが、図表8「文化産業局 補助事業一覧表」である。

図表8 文化産業局 補助事業一覧表

(文化振興課)

| 番号 | 補助事業名                | 平成24年度<br>補助金の交付先 | 平成24年度<br>交付額 (合計額) | 根拠となる要綱等の名称     |
|----|----------------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 1  | 文化連盟補助金              | 倉敷市文化連盟           | 2,525,243           | 倉敷市補助金等交付規則     |
| 2  | 学区文化祭補助金             | 文化祭実行委員会18団体      | 1,724,000           | 倉敷市学区文化祭補助金交付要綱 |
| 3  | 創作舞台育成事業補助金          | 倉敷市文化連盟           | 7,187,336           | 倉敷市補助金等交付規則     |
| 4  | 吉備真備公献茶会補助金          | 吉備真備公献茶会実行委員会     | 580,000             | 倉敷市補助金等交付規則     |
| 5  | 竹林音楽祭補助金             | 竹林音楽祭実行委員会        | 800,000             | 倉敷市補助金等交付規則     |
| 6  | 文化振興財団運営費補助金         | 倉敷市文化振興財団         | 254,633,439         | 倉敷市補助金等交付規則     |
| 7  | 倉敷囲碁将棋文化振興事業実行委員会補助金 | 倉敷囲碁将棋文化振興事業実行委員会 | 2,851,963           | 倉敷市補助金等交付規則     |
| 8  | 文化活動奨励交付金            | 倉敷市文化振興基金運営委員会    | 2,984,897           | 倉敷市補助金等交付規則     |
| 9  | 将棋文化振興基金交付金          | 倉敷市文化振興財団         | 21,134              | 倉敷市補助金等交付規則     |

(観光課)

| 番号 | 補助事業名                                    | 平成24年度<br>補助金の交付先          | 平成24年度<br>交付額 (合計額) | 根拠となる要綱等の名称                     |
|----|------------------------------------------|----------------------------|---------------------|---------------------------------|
| 1  | 倉敷観光コンベンション<br>ビューロー補助事業                 | 公益社団法人倉敷観光コンベン<br>ションビューロー | 113,363,271         | 倉敷市補助金等交付規則<br>倉敷市観光事業団体補助金交付要綱 |
| 2  | 第65回玉島まつり(沙美<br>海水浴場運営委員会)(海<br>の事業)補助事業 | 玉島まつり運営委員会                 | 1,545,000           | 倉敷市補助金等交付規則                     |

(スポーツ振興課)

| 番号 | 補助事業名                   | 平成24年度<br>補助金の交付先       | 平成24年度<br>交付額 (合計額) | 根拠となる要綱等の名称                |
|----|-------------------------|-------------------------|---------------------|----------------------------|
| 1  | 体育協会補助金                 | 倉敷市体育協会                 | 2,600,000           |                            |
| 2  | 学区体育祭補助金                | 市内29学区                  | 1,529,000           | 倉敷市学区体育祭補助金交付要綱            |
| 3  | 瀬戸内倉敷ソーデーマーチ実施事業補助金     | 瀬戸内倉敷ソーデーマーチ実行委員会       | 6,660,053           |                            |
| 4  | スポーツ選手強化事業費補助金          | 倉敷市体育協会                 | 4,365,560           | 倉敷市スポーツ選手強化事業補助金交付要綱       |
| 5  | スポーツフェスティバル開催補助金        | 倉敷市民スポーツフェスティバル実行委員会    | 9,874,232           |                            |
| 6  | 水球競技選手権大会開催補助金          | 全日本ユースU15水球競技選手権大会実行委員会 | 4,100,000           |                            |
| 7  | 倉敷国際少年野球大会開催補助金         | 倉敷国際少年野球大会実行委員会         | 5,000,000           |                            |
| 8  | トライアスロン大会実施事業補助金        | 倉敷国際トライアスロン大会実行委員会      | 20,131,017          |                            |
| 9  | スポーツ振興事業開催補助金           | 財団法人 倉敷市スポーツ振興事業団       | 21,206,250          |                            |
| 10 | ヘルスピア倉敷アイススケートリンク運営費補助金 | 学校法人 加計学園               | 3,937,986           | ヘルスピア倉敷アイススケートリンク支援補助金交付要綱 |
| 11 | 倉敷武道後援会補助金              | 社団法人 倉敷武道後援会            | 8,112,000           |                            |

(国際課)

| 番号 | 補助事業名        | 平成24年度<br>補助金の交付先 | 平成24年度<br>交付額 (合計額) | 根拠となる要綱等の名称 |
|----|--------------|-------------------|---------------------|-------------|
| 1  | 倉敷市国際交流協会補助金 | 倉敷市国際交流協会         | 10,032,271          | 倉敷市補助金等交付規則 |

( 商工課 )

| 番号 | 補助事業名                      | 平成２４年度<br>補助金の交付先   | 平成２４年度<br>交付額（合計額） | 根拠となる要綱等の名称                             |
|----|----------------------------|---------------------|--------------------|-----------------------------------------|
| 1  | 企業誘致推進事業<br>企業立地促進奨励金      | A 社                 | 1,139,000          | 倉敷市企業立地促進奨励金交付要綱                        |
| 2  | 企業誘致推進事業<br>設備投資促進奨励金      | 企業 ４２件              | 649,656,000        | 倉敷市設備投資促進奨励金交付要綱                        |
| 3  | 水島港振興事業<br>物流施設誘致促進助成金     | 平成２４年度実績なし          | 0                  | 倉敷市物流施設誘致促進助成金交付要綱                      |
| 4  | ＬＰガス国家備蓄事業<br>地域集会所建設費等補助金 | 町内会 ５件              | 9,940,350          | 倉敷市補助金等交付規則                             |
| 5  | 人材育成事業費補助金                 | 倉敷ファッションセンター㈱       | 8,000,000          | 倉敷市補助金等交付規則、人材育成事業費補助金に関する内規            |
| 6  | 倉敷商工会議所補助金                 | 倉敷商工会議所             | 6,600,000          | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 7  | つくば商工会補助金                  | つくば商工会              | 6,874,000          | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 8  | 岡山県中小企業団体中央会<br>補助金        | 岡山県中小企業団体中央会        | 250,000            | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 9  | 児島商工会議所補助金<br>（児島支所産業課へ令達） | 児島商工会議所             | 4,800,000          | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 10 | 玉島商工会議所補助金<br>（玉島支所産業課へ令達） | 玉島商工会議所             | 3,800,000          | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 11 | 真備船穂商工会補助金<br>（真備支所産業課へ令達） | 真備船穂商工会             | 10,534,000         | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 12 | 商工業活性化イベント推進<br>事業補助金      | 商工団体等 全９件           | 7,877,000          | 倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱                |
| 13 | 倉敷市商店街連合会補助金               | 倉敷市商店街連合会           | 11,541,000         | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 14 | 倉敷市商店街連合会年末大<br>売出し補助金     | 倉敷市商店街連合会           | 10,922,000         | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 15 | パワーアップ商業振興事業<br>補助金        | 商店街 延べ１３件           | 10,925,000         | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 16 | まちづくり補助金                   | 倉敷商工会議所             | 14,974,000         | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 17 | 朝市開催補助金                    | 倉敷商工会議所             | 4,000,000          | 倉敷市商工団体等補助金交付要綱                         |
| 18 | 倉敷市がんばる中小企業応援事業費補助金        | 中小企業等 全７３件          | 18,243,000         | 倉敷市がんばる中小企業応援事業費補助金交付要綱                 |
| 19 | 保証料補助金                     | 岡山県信用保証協会           | 13,315,000         | 倉敷市中小企業振興資金融資等要綱                        |
| 20 | 利子補助金                      | 倉敷市制度融資取扱金融機関等 計１７件 | 4,465,000          | 倉敷市中小企業振興資金融資等要綱<br>倉敷市中小企業創業等支援資金融資等要綱 |
| 21 | 保証料補給金                     | 全３３５件               | 13,437,075         | 倉敷市中小企業振興資金融資等要綱<br>倉敷市中小企業創業等支援資金融資等要綱 |

( 労働政策課 )

| 番号 | 補助事業名                   | 平成２４年度<br>補助金の交付先         | 平成２４年度<br>交付額（合計額） | 根拠となる要綱等の名称                   |
|----|-------------------------|---------------------------|--------------------|-------------------------------|
| 1  | 倉敷市勤労者福祉サービス<br>センター運営費 | 倉敷市勤労者福祉サービスセン<br>ター      | 18,885,000         | 倉敷市勤労者福祉サービスセンター運営補助金<br>交付要綱 |
| 2  | 岡山建設共同職業訓練協会<br>倉敷校補助事業 | 職業訓練法人 岡山建設共同職<br>業訓練協会   | 823,000            | なし                            |
| 3  | 岡山県建設国民健康保険組<br>合補助事業   | 岡山県建設国民健康保険組合<br>倉敷支部     | 4,057,000          | なし                            |
| 4  | 倉敷地区労働者福祉協議会<br>補助事業    | 倉敷地区労働者福祉協議会              | 200,000            | なし                            |
| 5  | 雇用開発協会補助事業              | 倉敷中央雇用開発協会、児島地<br>区雇用開発協会 | 5,360,000          | なし                            |

( 農林水産課 )

| 番号 | 補助事業名                 | 平成24年度<br>補助金の交付先              | 平成24年度<br>交付額(合計額) | 根拠となる要綱等の名称                     |
|----|-----------------------|--------------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 1  | 真備・船穂地産地消&ふれあい祭り補助金   | 真備・船穂地産地消&ふれあい祭り実行委員会          | 1,000,000          | 真備・船穂地産地消&ふれあい祭り実行委員会会則(申請書に添付) |
| 2  | マスカット&ワイン祭補助金         | マスカット祭り・緑の音楽祭実行委員会             | 700,000            | マスカット祭り・緑の音楽祭実行委員会会則            |
| 3  | 米生産調整事業費補助金           | 倉敷市地域農業再生協議会                   | 8,373,000          | 農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱             |
| 4  | 農業近代化資金利子補給金          | 農業協同組合 2件                      | 252,095            | 倉敷市農産漁業近代化等助成条例                 |
| 5  | 農業経営基盤強化資金利子助成金       | 信用金庫等 4件                       | 1,930,007          | 倉敷市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱          |
| 6  | 農業改善対策事業利子補給金(旧真備町分)  | 岡山西農業協同組合                      | 39,210             | 倉敷市農産漁業近代化等助成条例                 |
| 7  | 認定農業者育成促進資金利子補給金      | 岡山西農業協同組合                      | 2,025              | 倉敷市農産漁業近代化等助成条例                 |
| 8  | 農業使用済廃プラスチック処理補助金     | 岡山西農業協同組合                      | 121,940            | 倉敷市農業用使用済廃プラスチック処理費補助金交付要綱      |
| 9  | 農業後継者クラブ育成補助金         | 倉敷市農業後継者クラブ                    | 516,000            | 倉敷市農業団体補助金交付要綱                  |
| 10 | オの神用地取得費借入に伴う利子償還金補助金 | 財団法人 倉敷市船穂農業公社                 | 1,578,783          | 平成17年7月21日議決債務負担行為              |
| 11 | 活かせ!農地・産地力再生モデル事業費補助金 | 岡山西農業協同組合                      | 412,000            | ～活かせ!農地～産地力再生モデル事業実施要綱          |
| 12 | 農業就業奨励補助金             | 個人 8件                          | 800,000            | 倉敷市農林漁業就業奨励金交付要綱                |
| 13 | 農作物等鳥獣害防止対策事業費補助金     | 個人 26件                         | 1,124,000          | 倉敷市農作物鳥獣害防止事業補助金交付要綱            |
| 14 | わな猟免許取得補助金            | 個人 14件                         | 56,600             | 倉敷市農作物鳥獣害防止事業補助金交付要綱            |
| 15 | 農産園芸関係補助金             | 農業協同組合 3件<br>営農団体 12件<br>法人 2件 | 16,825,600         | 倉敷市農産園芸振興対策費補助金交付要綱             |
| 16 | 農業実務研修事業費補助金          | 岡山西農業協同組合                      | 1,562,000          | 就農促進トータルサポート事業実施要綱              |
| 17 | 担い手総合支援事業費補助金         | 倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会            | 1,658,000          | 倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会規約           |
| 18 | 帰農者等支援事業費補助金          | 農業協同組合 2件                      | 465,000            | 就農促進トータルサポート事業実施要綱              |
| 19 | 真備美しい森イベント補助金         | 真備美しい森管理運営協議会                  | 400,000            | なし                              |
| 20 | 漁業操業安全対策事業費補助金        | 漁業協同組合 3件                      | 7,520,000          | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(漁業操業安全対策事業)     |
| 21 | 水産振興管理費補助金            | 財団法人 倉敷水産協会                    | 6,400,000          | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(漁業団体育成事業)       |
| 22 | 漁業協同組合再編促進事業費補助金      | 黒崎連島漁業協同組合                     | 951,000            | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(漁協再編促進事業)       |
| 23 | ハマグリ養殖補助金             | 漁業協同組合 2件                      | 1,000,000          | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(浅海増養殖振興対策事業)    |
| 24 | アサリ観光湖干狩り補助金          | 黒崎連島漁業協同組合                     | 500,000            | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(浅海増養殖振興対策事業)    |
| 25 | 漁業経営近代化施設整備事業費補助金     | 漁業協同組合 2件                      | 5,620,000          | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(漁業経営近代化施設整備事業)  |
| 26 | 栽培漁業振興対策事業費補助金        | 漁業協同組合等 3件                     | 838,000            | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(栽培漁業振興対策事業)     |
| 27 | 漁業資源回復事業費補助金          | 児島漁業協同組合                       | 816,000            | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(漁業振興特別対策事業)     |
| 28 | 漁業近代化資金利子補給金          | 漁業協同組合等 2件                     | 224,611            | 倉敷市農産漁業近代化等助成条例                 |
| 29 | 漁業就業奨励補助金             | 金田 智哉                          | 100,000            | 倉敷市農林漁業就業奨励金交付要綱                |
| 30 | 漁港照明管理費補助金            | 漁業協同組合等 11件                    | 345,100            | 倉敷市水産業振興補助金交付要綱(漁港照明管理事業)       |

| 番号 | 補助事業名                          | 平成24年度<br>補助金の交付先 | 平成24年度<br>交付額(合計額) | 根拠となる要綱等の名称      |
|----|--------------------------------|-------------------|--------------------|------------------|
| 1  | 倉敷土地改良区償還補助金                   | 倉敷土地改良区           | 42,565,354         | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 2  | 玉島土地改良区償還補助金                   | 玉島土地改良区           | 43,640,826         | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 3  | 庄土地改良区償還補助金                    | 庄土地改良区            | 15,610,188         | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 4  | 茶屋町土地改良区償還補助金                  | 茶屋町土地改良区          | 14,437,750         | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 5  | 任意団体(ＪＡ)事業借入<br>償還分補助金(船種分)    | 岡山西農協同組合          | 2,931,829          | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 6  | 土地改良総合整備事業(一般)<br>償還助成補助金(真備分) | 岡山西農協同組合          | 815,181            | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 7  | 農林漁業資金償還助成補助<br>(真備分)          | 岡山西農協同組合          | 27,458,783         | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 8  | 農村総合整備事業(モデル)<br>償還助成補助金(真備分)  | 岡山西農協同組合          | 43,037             | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |
| 9  | 県営ほ場整備事業償還補助金<br>(真備分)         | 妹土地改良区            | 5,070,697          | 倉敷市土地改良事業補助金交付要綱 |

(2) 補助金とは、一般的に、「特定産業の育成や特定施策の奨励など、一定の行政目的を達成するために、国・地方公共団体が公共団体・企業・私人などに交付する金銭」と定義される。国の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、補助金の交付の申請、決定に関する事項及び補助金に係る予算の執行に関する基本的事項について規定されているが、地方公共団体の補助金については、自治法第232条の2において、「地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付又は補助ができる。」と規定されているだけで、その他の補助金の申請や交付の事項については、各自治体が条例等で規定している。倉敷市では、倉敷市補助金等交付規則において、倉敷市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項が定められている。

(3) 自治法232条の2が規定するとおり、補助金の交付にあたっては、公益上の必要性が最も重要な要件となっている。ただし、公益性の内容は抽象的であるので、本監査にあたっては、その内容を具体化して以下の事項・視点から検討を行った。

#### ア 合法性(適正)

補助金の交付やその手続が法令の規定に基づき、適法・適正に行われていることは最も重要なことであり、具体的には、1) 補助金の交付は補助金交付要綱等に基づいているか、2) 補助金の申請、決定、交付等の手続は要綱等に基づいて適正に行われているか、3) 必要な書類はすべて徴求

され、保存されているか、4) 要綱等に基づき補助金の実績報告書が提出されているか、5) 補助金の対象となる経費の範囲、補助割合、上限等は定められているか、6) 補助金が補助金の対象経費以外に使用されていないか、という観点から監査を実施した。

#### イ 正当性

補助金の交付目的に公益上の必要性が認められることは、上記地方自治法の規定から必要不可欠のものであり、具体的には、1) 補助金の交付目的が要綱等に明記されているか、2) その目的は公益に寄与するものか、3) 貸し付け等ではなく、補助金として交付することが妥当か、という観点から監査を実施した。

#### ウ 必要性

ここで必要性とは、公益性の観点（市民の立場）から補助金の交付、ひいては補助対象事業の実施が必要であるかということであり、具体的には、1) 補助対象事業の内容が交付要綱等で明確に規定されているか、2) 補助金交付を開始した当時の前提条件に変化はないか、3) 補助金の交付目的が既に達成されていないか、また、その確認のため、目標値や達成年度の設定がなされているか、4) 同じ目的の補助金や、補助目的・補助対象が類似している他の補助金等はないか、という観点から監査を実施した。

#### エ 有効性

補助金交付の目的に関して、どの程度成果・効果があったかということであり、具体的には、1) 補助金の達成目標が定められているか、2) 補助金の支出による効果の測定・検証がなされているか、という観点から監査を実施した。

#### オ 効率性

補助金の支出が事業効果のためうまく利用されているか、すなわち、最少の支出で最大の効果をあげることができているかということであり、具体的には、1) 補助金の算定基準は要綱等で明確に定められているか、また、その算定基準は妥当か、2) 少額の補助金について、補助効果は期待できるのか、3) 補助を受けた団体が、その構成員や他の団体にさ

らに補助金を交付していないか、４）補助金の交付先団体が、その収支からみて補助金を交付する必要性があるか、という観点から監査を実施した。

#### カ 公平性

補助金の交付が同様な公益性を有する団体・個人の特定の者に限定されていないかということであり、具体的には、１）補助金の交付が同様な補助金の需要をもつ団体等の一部に限定されていないか（交付先は公平に決められているか）、２）倉敷市と交付先団体との人的・物的関係は適切か、という観点から監査を実施した。

### ３ 文化産業局が所管する公の施設について

- （１）文化産業局が所管する公の施設は、図表１０「公の施設一覧表」の文化産業局の欄に記載されたとおりであり、多くの施設が公募により指定管理者制度が導入されているが、一部の大規模な施設については、非公募により、従前から当該施設の管理を行っていた外郭団体を指定管理者として指定している。

図表10

公の施設 一覧表

平成25年4月1日 現在

| 所 管 部 署                              |                      | 施 設 名 称 等      |                                                                                    | 現在の管理運営体制    |                                       |                  |               | 指定<br>期間          |    |    |    |    |
|--------------------------------------|----------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------|------------------|---------------|-------------------|----|----|----|----|
|                                      |                      | 種 類            | 名 称 及 び 施 設 数                                                                      | 管理運営主体       |                                       | 選定<br>方法         | 指定管理<br>期間満了日 |                   |    |    |    |    |
| 企<br>画<br>財<br>政<br>局                | 市民活動推進課              | 市民交流センター       | 児島市民交流センター<br>(同第1～3駐車場)                                                           | 指定管理者        | 児島商工会議所・クラレテクノ/共同事業体                  | 公募<br>(更新制)      | 平成27年6月       | 3年11月<br>(+3年+3年) | 2  |    | 2  |    |
|                                      |                      |                | 玉島市民交流センター                                                                         | 指定管理者        | 玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス<br>共同事業体           | 公募<br>(更新制)      | 平成28年2月       | 4年3月<br>(+3年+3年)  | 1  |    | 1  |    |
|                                      |                      | 環境交流スクエア       | 環境交流スクエア                                                                           | 指定管理者        | クラレテクノ・シンコースポーツ共同事業体                  | 公募               | 平成29年2月       | 3年11月             | 1  |    | 1  |    |
|                                      |                      | 市民活動センター       | 市民活動センター                                                                           | 直 営          |                                       |                  | —             | —                 | —  | 1  | 1  |    |
|                                      |                      |                |                                                                                    |              |                                       |                  |               |                   | 5  | 1  | 4  | 0  |
| 総<br>務<br>局                          | 児島支所・産業課             | 児島観光港待合所       | 児島観光港待合所                                                                           | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      |                      | 美しい森           | 倉敷美しい森                                                                             | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      |                      | ふれあいの森         | ふれあいの森                                                                             | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      | 船穂支所                 | 農産物処理加工施設      | 農産物処理加工施設                                                                          | 指定管理者        | ふなおワイナリー有限公司                          | 非公募              | 平成30年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 乾燥調製施設         | 乾燥調製施設                                                                             | 指定管理者        | 岡山西農業協同組合                             | 非公募              | 平成28年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 船穂町ふれあいの森公園    | 船穂町ふれあいの森公園                                                                        | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      | 真備支所・産業課             | たけのこ茶屋         | たけのこ茶屋                                                                             | 指定管理者        | 倉敷市真備町たけのこ茶屋生産販売組合                    | 非公募              | 平成28年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 美しい森           | 真備美しい森                                                                             | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      |                      |                |                                                                                    |              |                                       |                  |               |                   | 8  | 5  | 0  | 3  |
| 市<br>民<br>局                          | 生活安全課                | 交通公園           | 倉敷市交通公園                                                                            | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      | 人権推進室                | 隣保館            | 倉敷民主会館など(6施設)                                                                      | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 5  | 5  |    |    |
|                                      | 男女共同参画課              | 男女共同参画推進センター   | 男女共同参画推進センター                                                                       | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      |                      |                |                                                                                    |              |                                       |                  |               |                   | 7  | 7  | 0  | 0  |
| 環<br>境<br>リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>局 | 環境衛生課                | 墓地・墓園          | 中央公園墓地など(13施設)<br>〔中央、第2中央、鶴新田、児島、玉島、<br>第2玉島、真備、亀島第1、亀島第2、茶<br>屋町、茶屋町早沖、大向山、船穂小池〕 | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 13 | 13 |    |    |
|                                      |                      | 火葬場            | 中央・真備斎場                                                                            | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 2  | 2  |    |    |
|                                      |                      | 児島・玉島斎場        | 指定管理者                                                                              | 株式会社五輪       | 公募<br>(更新制)                           | 平成28年3月          | 5年<br>(+5年)   | 2                 |    | 2  |    |    |
|                                      | 一般廃棄物対策課             | 水島ふれあいセンター     | 水島ふれあいセンター                                                                         | 指定管理者        | 公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団                    | 非公募              | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      | 一般廃棄物対策課<br>児島環境センター | リサイクル推進センター    | 倉敷市リサイクル推進センター                                                                     | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      | 環境施設課                | 西部ふれあい広場       | 西部ふれあい広場                                                                           | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      |                      |                |                                                                                    |              |                                       |                  |               |                   | 20 | 17 | 2  | 1  |
| 保<br>健<br>福<br>祉<br>局                | 保健福祉推進課              | くらしき健康福祉プラザ    | くらしき健康福祉プラザ                                                                        | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団・<br>クラレテクノ株式会社 共同事業体 | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 真備健康福祉館        | 真備健康福祉館                                                                            | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 公募<br>(更新制)      | 平成27年3月       | 4年<br>(+3年+3年)    | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 身体障がい者サービスセンター | 身体障がい者サービスセンター                                                                     | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団・<br>クラレテクノ株式会社 共同事業体 | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      | 高齢福祉課                | 老人憩の家          | 倉敷地区(12施設)                                                                         | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 12 |    |    | 12 |
|                                      |                      |                | 水島地区(7施設)                                                                          | 指定管理者        | 岡山県高齢者福祉生活協同組合                        | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 7  |    |    | 7  |
|                                      |                      |                | 児島地区(8施設)                                                                          | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 8  |    |    | 8  |
|                                      |                      |                | 玉島地区(9施設)                                                                          | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 9  |    |    | 9  |
|                                      |                      | 老人福祉センター       | 西岡荘                                                                                | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      |                | 有城荘                                                                                | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 非公募              | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      |                | 船穂町高齢者福祉センター                                                                       | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会                      | 非公募              | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      |                | まきび荘                                                                               | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会                      | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 養護老人ホーム        | 等浦園                                                                                | 指定管理者        | 社会福祉法人しおかぜ                            | 公募<br>(更新制)      | 平成28年3月       | 4年<br>(+3年+3年)    | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      |                | 長楽荘                                                                                | 指定管理者        | 社会福祉法人うずき会                            | 公募<br>(更新制)      | 平成28年3月       | 4年<br>(+3年+3年)    | 1  |    |    | 1  |
|                                      | 障がい福祉課               | 障がい者支援センター     | 児島・玉島障がい者支援センター                                                                    | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 非公募              | 平成26年3月       | 3年                | 2  |    |    | 2  |
|                                      |                      |                | 水島障がい者支援センター                                                                       | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 非公募              | 平成26年3月       | 3年6ヶ月             | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 障がい者福祉センター     | 障がい者福祉センター                                                                         | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団                      | 非公募              | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 障がい者福祉施設       | ふじ園                                                                                | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 非公募              | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 医療型児童発達支援センター  | くすのき園                                                                              | 指定管理者        | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団                      | 非公募              | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 障がい者就労支援施設     | まびの道                                                                               | 指定管理者        | 社会福祉法人あけぼの福祉会                         | 非公募              | 平成27年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      |                      | 子育て支援課         | 児童館                                                                                | 倉敷児童館など(6施設) | 指定管理者                                 | 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団 | 非公募           | 平成26年3月           | 5年 | 6  |    |    |
|                                      |                      | 母子生活支援施設       | 鶴心寮                                                                                | 指定管理者        | 社会福祉法人クムレ                             | 公募               | 平成26年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      | 保育課                  | 保育所            | 老松保育園など(23施設)                                                                      | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 23 | 23 |    |    |
|                                      | 医療給付課                | 保健の家           | 塩生・呼松保健の家                                                                          | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 2  | 2  |    |    |
|                                      | 保健課                  | 休日夜間急患センター     | 休日夜間急患センター                                                                         | 指定管理者        | 公益財団法人倉敷市保健医療センター                     | 非公募              | 平成28年3月       | 5年                | 1  |    |    | 1  |
|                                      | 市民病院                 | 市民病院           | 児島市民病院                                                                             | 直 営          |                                       | —                | —             | —                 | 1  | 1  |    |    |
|                                      |                      |                |                                                                                    |              |                                       |                  |               |                   | 86 | 26 | 44 |    |

|                  |             |                              |            |                                      |                  |         |                   |    |    |    |    |   |
|------------------|-------------|------------------------------|------------|--------------------------------------|------------------|---------|-------------------|----|----|----|----|---|
| 文化振興課            | 文化交流会館      | 文化交流会館                       | 指定管理者      | 公益財団法人倉敷市文化振興財団                      | 非公募              | 平成26年3月 | 5年                | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 文化施設        | 倉敷市民会館など(4施設)                | 指定管理者      |                                      |                  |         |                   | 4  |    |    | 4  |   |
|                  |             | 児島・玉島文化センター                  | 指定管理者      | 公益財団法人倉敷市文化振興財団                      | 非公募              | 平成26年3月 | 2年                | 2  |    |    | 2  |   |
|                  | 大野昭和斎記念資料館  | 大野昭和斎記念資料館                   |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 薄田泣菫生家      | 薄田泣菫生家                       |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 横溝正史疎開宅     | 横溝正史疎開宅                      |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
| 観光課              | 国民宿舎        | 良寛荘、笠羽山レストハウス                | 指定管理者      | シダックスフードサービス株式会社                     | 公募<br>(更新制)      | 平成29年3月 | 5年<br>(+5年)       | 2  |    |    | 2  |   |
|                  | ユースホテル      | 笠羽山ユースホテル                    |            |                                      |                  |         |                   | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 新溪園         | 新溪園                          | 指定管理者      | 倉敷観光コンベンションビューロー・大原美術館・クラレテクノ/共同事業体  | 公募               | 平成27年1月 | 5年10ヶ月            | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | バス専用駐車場     | バス専用駐車場                      | 指定管理者      | 倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ/共同事業体        | 公募               | 平成27年1月 | 5年10ヶ月            | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 倉敷物語館       | 倉敷物語館                        | 指定管理者      | 倉敷まちづくり株式会社                          | 非公募              | 平成28年3月 | 3年                | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | むかし下津井回船問屋  | むかし下津井回船問屋                   |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 笠羽山ビジターセンター | 笠羽山ビジターセンター                  | 指定管理者      | NPO法人笠羽山の景観を考える会                     | 非公募              | 平成26年3月 | 3年                | 1  |    |    | 1  |   |
| 文化産業局<br>スポーツ振興課 | 王子が岳レストハウス  | 王子が岳レストハウス                   |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 運動公園        | 倉敷運動公園など(7施設)<br>※有料体育施設     | 指定管理者      | 公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ/株式会社 共同事業体 | 公募               | 平成26年3月 | 5年                | 7  |    |    | 7  |   |
|                  |             | 児島地区公園                       | 指定管理者      | NPO法人岡山県水泳連盟                         | 公募               | 平成27年3月 | 5年                | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 球技施設        | 粒江・粒浦球技場                     | 指定管理者      | 公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ/株式会社 共同事業体 | 公募               | 平成26年3月 | 5年                | 2  |    |    | 2  |   |
|                  |             | 茶屋町球技場                       |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 水泳センター      | 倉敷屋内水泳センター                   | 指定管理者      | 公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団                   | —                | —       | —                 | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 体育館         | 倉敷・水島体育館                     | 指定管理者      | 公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・クラレテクノ/株式会社 共同事業体 | 公募               | 平成26年3月 | 5年                | 2  |    |    | 2  |   |
|                  |             | 水島武道館など(4施設)                 |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 4  | 4  |    | 4  |   |
|                  | 武道場         | 玉島武道館                        | 指定管理者      | 玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス 共同事業体             | 公募<br>(更新制)      | 平成28年2月 | 4年3ヶ月<br>(+3年+3年) | 1  |    |    | 1  |   |
|                  |             | 船穂武道館                        | 指定管理者      | クラレテクノ株式会社ビル管理サービス事業部                | 公募               | 平成26年3月 | 3年                | 1  |    |    | 1  |   |
|                  |             | 高梁川船穂一之町広場                   | 指定管理者      | 船穂町グラウンドゴルフクラブ                       | 非公募              | 平成26年3月 | 10年               | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 商工課         | ファッションセンター                   | ファッションセンター | 指定管理者                                | 倉敷ファッションセンター株式会社 | 非公募     | 平成28年3月           | 5年 | 1  |    |    | 1 |
|                  |             | 産業振興センター                     | 児島産業振興センター | 指定管理者                                | 児島商工会議所          | 非公募     | 平成29年3月           | 5年 | 1  |    |    | 1 |
| 労働政策課            | 労働会館        | 倉敷労働会館                       | 指定管理者      | 株式会社さんびる                             | 公募<br>(更新制)      | 平成28年3月 | 5年<br>(+5年)       | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 山陽ハイツ       | 山陽ハイツ                        | 指定管理者      | ベネフィットホテル株式会社                        | 公募               | 平成26年3月 | 3年                | 1  |    |    | 1  |   |
|                  | 共同作業場       | 羽島共同作業場                      |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 勤労福祉センター    | 水島勤労福祉センター                   |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 勤労青少年ホーム    | 水島勤労青少年ホーム<br>(平成25年9月末閉館予定) |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 勤労者体育センター   | 倉敷勤労者体育センター                  |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
| 農林水産課            | 農業共同作業所     | 徳芳農業共同作業所など(5施設)             |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 5  | 5  |    | 5  |   |
|                  | 堆肥センター      | 船穂町堆肥センター                    |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  | 研修センター      | アグリサポート研修センター                |            | 直 営                                  | —                | —       | —                 | 1  | 1  |    | 1  |   |
|                  |             |                              |            |                                      |                  |         |                   | 55 | 21 | 21 | 13 |   |

|     |            |                |                        |       |                                         |             |         |                   |      |      |    |    |
|-----|------------|----------------|------------------------|-------|-----------------------------------------|-------------|---------|-------------------|------|------|----|----|
| 建設局 | 市街地開発課     | 駐車場            | 倉敷市市営駅前駐車場など(18施設)     | 指定管理者 | 倉敷まちづくり株式会社                             | 非公募         | 平成29年3月 | 5年                | 18   |      |    | 18 |
|     | 倉敷駅周辺開発事務所 | 仮面整理事業実施に伴う仮住居 | 倉敷駅前東都市再生住宅            |       | ■ 倉 敷                                   | --          | ---     | ---               | 1    | 1    |    |    |
|     | 道路管理課      | 自転車等駐車場        | 倉敷駅前自転車駐車場など(32施設)     |       | ■ 倉 敷                                   | --          | ---     | ---               | 32   | 32   |    |    |
|     | 公園緑地課      | 公園             | 都市公園・児童遊園              |       | ■ 倉 敷                                   | --          | ---     | ---               | 972  | 972  |    |    |
|     |            | 運動公園           | 倉敷運動公園など(7施設)<br>※緑地部分 | 指定管理者 | 公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・<br>クラレテクノ株式会社 共同事業体 | 公募          | 平成26年3月 | 5年                | 再掲   |      | 再掲 |    |
|     |            | 児島地区公園         | 児島地区公園<br>※緑地部分        | 指定管理者 | NPO法人岡山県水泳連盟                            | 公募          | 平成27年3月 | 5年                | 再掲   |      | 再掲 |    |
|     |            | 公園             | 阿賀崎公園                  | 指定管理者 | 玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス<br>共同事業体             | 公募<br>(更新制) | 平成28年2月 | 4年3ヶ月<br>(+3年+3年) | 1    |      | 1  |    |
|     | 住宅課        | 市営住宅           | 中庄団地など(97施設)           |       | ■ 倉 敷                                   | --          | ---     | ---               | 97   | 97   |    |    |
|     |            | 市営住宅駐車場        | 市営中洲団地有料駐車場            | 指定管理者 | 株式会社不二ビルサービス                            | 公募          | 平成29年3月 | 5年                | 1    |      | 1  |    |
|     |            | 市有住宅           | 市営新倉敷駅前再開発住宅等          | 指定管理者 | 両備ホールディングス株式会社                          | 公募          | 平成26年9月 | 5年6ヶ月             | 1    |      | 1  |    |
|     |            |                |                        |       |                                         |             |         |                   | 1123 | 1102 | 3  | 18 |

|                 |           |           |                   |       |                     |     |         |     |    |    |   |   |
|-----------------|-----------|-----------|-------------------|-------|---------------------|-----|---------|-----|----|----|---|---|
| 教育委員会           | 教育総務課     | 情報学習センター  | 倉敷情報学習センター        |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 1  | 1  |   |   |
|                 | 生涯学習課     | 少年自然の家    | 少年自然の家            |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 1  | 1  |   |   |
|                 | 文化財保護課    | 歴史民俗資料館   | 歴史民俗資料館           | 指定管理者 | 公益社団法人倉敷市シルバー人材センター | 非公募 | 平成26年3月 | 3年  | 1  |    |   | 1 |
|                 |           |           | 福田歴史民俗資料館         | 指定管理者 | 福田歴史民俗資料館管理委員会      | 非公募 | 平成26年3月 | 3年  | 1  |    |   | 1 |
|                 |           |           | 真備歴史民俗資料館         |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 1  | 1  |   |   |
|                 |           | 磯崎眠竜記念館   | 磯崎眠竜記念館           | 指定管理者 | 磯崎眠竜顕彰会             | 非公募 | 平成26年3月 | 3年  | 1  |    |   | 1 |
|                 |           | 旧柚木家住宅    | 旧柚木家住宅            | 指定管理者 | 玉島商工会議所             | 非公募 | 平成26年3月 | 3年  | 1  |    |   | 1 |
|                 |           | まきび記念館    | まきび記念館            | 指定管理者 | 吉備真備顕彰会             | 非公募 | 平成26年3月 | 3年  | 1  |    |   | 1 |
|                 |           | ふるさと歴史館   | 真備ふるさと歴史館         | 指定管理者 | 岡田藩史研究会             | 非公募 | 平成26年3月 | 3年  | 1  |    |   | 1 |
|                 | 埋蔵文化財センター | 埋蔵文化財センター | 倉敷埋蔵文化財センター       |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 1  | 1  |   |   |
|                 | 中央図書館     | 図書館       | 中央図書館など(6施設)      |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 6  | 6  |   |   |
|                 | 美術館       | 美術館       | 美術館               |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 1  | 1  |   |   |
|                 | 自然史博物館    | 自然史博物館    | 自然史博物館            |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 1  | 1  |   |   |
|                 | 市民学習センター  | 市民学習センター  | 倉敷市民学習センター        |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 1  | 1  |   |   |
|                 |           |           | 基幹＝倉敷公民館など(4施設)   |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 4  | 4  |   |   |
|                 |           |           | 地区＝倉敷東公民館など(24施設) |       | 倉 敷                 | --  | ---     | --- | 24 | 24 |   |   |
| 分館＝向山分館など(20施設) |           |           |                   | 倉 敷   | --                  | --- | ---     | 20  | 20 |    |   |   |
| 科学センター          | 科学センター    | 倉敷科学センター  |                   | 倉 敷   | --                  | --- | ---     | 1   | 1  |    |   |   |
|                 | 天体観測施設    | 真備天体観測施設  |                   | 倉 敷   | --                  | --- | ---     | 1   | 1  |    |   |   |
|                 |           |           |                   |       |                     |     |         |     | 69 | 63 | 0 | 6 |

|      |      |    |    |
|------|------|----|----|
| 1373 | 1242 | 74 | 57 |
|------|------|----|----|

## (2) 指定管理者制度の概要

ア 平成15年の自治法の一部改正により、「公の施設」について、従来の契約による「管理の委託」方式は廃止され、指定された指定管理者に管理権限を委任する指定管理者制度が導入された。

「公の施設」の管理を受託できる資格者が、従来の公共団体等のほか民間事業者にも開放されたことに大きな特徴がある。さらに、指定管理者に使用（利用）許可などの「行政処分」を含めて「管理」を行わせることができる制度とされている。

イ 従前の管理の委託制度の下における管理の委託の場合、その委託先は、地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの（一又は複数の地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人及びその他総務省令の定めに該当する法人）又は公共団体若しくは公共的団体とされていた（平成15年改正前自治法24

4条の2第3項)が、改正後の指定管理者は、単に「法人その他の団体」とされており(自治法244条の2第3項)、民間の事業者も指定管理者になることが可能となった。なお、個人は対象とならない。

ウ 改正前の管理の委託制度の下においては、管理の委託は、公物本来の目的を達成させるための作用である公物管理権に限られ、公物管理権のうちでも権力的性格のある使用(利用)許可などの「行政処分」は委託できないと解されていたが、改正後の指定管理者制度は、従来の管理業務を委託する方式から、法律を根拠として管理権限を委任する方式に考え方を変更したものであり、使用(利用)許可などの「行政処分」も含めて管理を行わせる制度とされている(自治法244条2項括弧書参照)。このことについては、改正後の自治法244条の4第3項において、指定管理者も「公の施設を利用する権利に関する処分」を行うことが明らかにされている。

エ 指定管理者に公の施設の管理を行わせるには、条例の定めが必要であり(自治法244条の2第3項)、その条例には、指定の手続(申請の方法、選定基準等)、管理の基準(利用に当たっての基本的な条件など業務運営の基本的事項)及び業務の範囲(指定管理者が行う管理の業務について、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の具体的範囲の設定)のほか、公の施設の目的や態様に応じて必要な事項を定めるものとされている(自治法244の2第4項。総務省自治行政局長による平成15年7月17日付け「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」(総行行第87号))。

また、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものであり(自治法244条の2第5項)、あらかじめ議会の議決を経なければならず(同条第6項)、指定管理者は、毎年度終了後、公の施設の管理に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならない(同条第7項)。

(3) 本監査においては、以下のチェック項目を中心として公の施設の監査を実施した。

ア 指定管理者制度を導入したことの合理性

市の「公の施設」として必要か（譲渡、廃止は可能か）

利用者の地域性、市内同種施設の観点から検討する。

イ 選定手続は適正か

（ア）公募・非公募の別とその決定手続の適正性及び非公募の理由

（イ）公募手続は適正か（実質的な公募手続となっているか）

①募集方法、期間

②現地説明会参加者数と実際の申請者数の違いとその理由

（ウ）選定委員会の適正性

①その構成メンバーの決め方と実際の構成メンバー

②選定方法の適正性

③選定委員会議事録の有無

（エ）選定基準の適正性

①各審査項目、配点基準は適正か

②合格最低ラインを設定しているか

③先入観等の排除についての配慮がなされているか

ウ 条例、協定書の内容の問題点

（ア）予定価格・指定管理料の上限の算定は適切か

（イ）債務負担行為の設定はなされているか

（ウ）指定管理料の積算根拠（単価と数量）

（エ）リスク管理、リスク回避の条項

①指定取消後の措置

②終了時の業務の引継ぎ

エ 施設の収支状況

（ア）支出総額（人件費、維持管理費等）と収入（利用料金収入、事業収入、指定管理料収入）のバランス

（イ）指定管理者の料金設定の妥当性

オ サービスの向上

（ア）効率的運営（開館・利用時間、使用料、職員の配置等）がなされているか

（イ）利用状況、利用者数の推移

（ウ）アンケートの実施等による利用者の意見の反映

（エ）自主事業の有無

カ コスト削減効果

（ア）指定管理料と従前の管理委託料（返還金控除後）との比較

（イ）再委託

（ウ）指定管理料の精算の有無

（エ）実際コスト（減価償却費を含む）

- キ 設置条例、協定に基づく適正な運営の検証
  - (ア) 施設の管理運営状況
  - (イ) 契約事務
  - (ウ) 使用料の収入事務
  - (エ) 物品の管理事務（現物確認、台帳等との照合）
- ク 過年度指摘事項の措置状況

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1 全体意見

##### (1) 補助金対象事業について

ア 個別の補助金毎に、補助の目的、補助対象経費、補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を制定すべきである。

文化産業局においては、文化振興、観光、スポーツ振興、商工労働、農林水産等の多くの分野において、補助金が交付されているが、多くの補助金は、倉敷市補助金等交付規則や概括的な要綱がその交付の根拠となっている。また、個別の補助金交付要綱等があるものについても、補助金の対象経費や補助金の限度額等の規定が不十分なものがある。倉敷市補助金等交付規則は、倉敷市が交付する補助金一般についての申請や交付手続等の基本的な内容を定めているものに過ぎず、個々の補助金の交付対象者、補助金対象経費、補助金交付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し時期に関する規定がないため、補助金の使途、事業の成果や事業目的の達成状況をより適切に把握し、補助金の交付の是非や交付金額を見直すのに不都合となっている。したがって、個々の補助金事業毎に、その交付の根拠となる要綱等を制定し、個々の補助金の内容に即した上記事項を定めるのが望ましい（なお、念のため付言しておく、要綱等の制定の趣旨が以上のようなものであることから、補助金交付の対象者が特定の団体等に限定されている補助事業についての要綱等は、必ずしも倉敷市の例規集に掲載されるものである必要はない）。

イ 補助金の透明性を確保するため、補助金の交付状況の公表に関する規定を設け、交付状況を広く市民に公表すべきである。

倉敷市では、補助金の交付状況に関する公表に関しては、補助金交付の一般的な根拠となっている倉敷市補助金等交付規則には何らの規定も

なく、一部の補助金については市民に公表されているものの、補助金の交付状況全般が市民にわかるような形での公表は行われていない。

しかし、補助金の交付が適正かつ公平に行われ、その透明性を確保するためには、市民に補助金の交付状況を公表し、市民の監視が行き届くようにすべきである。

したがって、補助金の交付に関する条例を新たに制定し、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項だけでなく、その公表に関する規定を定めるか、あるいは、現在ある倉敷市補助金等交付規則を改正し、補助金の交付状況に関する公表の規定を新たに設け、これらの規定に基づき、毎年度の補助金の交付状況、すなわち、補助金の名称、交付の目的、交付の相手方、交付額の算定方法、予算額及び決算額、根拠法令等を市民に公表すべきである。

ウ 団体補助金については、個別の補助金要綱等を制定し、その対象経費の見直しを行うべきである。

公益財団法人倉敷文化振興財団に対する団体補助金は、補助金の交付目的や対象経費を定めた個別の補助金交付要綱等の定めがなく、当該団体の管理費全般について補助金が交付されている。確かに、この団体が有する公益性からすると、補助金の交付自体を否定するのは相当ではないが、特に、この団体は、非公募で、倉敷市の大型の公の施設の指定管理者となっており、指定管理者制度は、公の施設を民間の団体のノウハウを生かして、効率的な管理運営を行い、倉敷市の負担する費用の削減を図ることを目的とするものであるから、指定管理者となっている団体の管理費全般を補助金で市が負担するということは、指定管理者制度の導入の趣旨・効果を否定するものとなる可能性がある。したがって、特に、倉敷市の公の施設の指定管理者となっている団体に対する補助金については、個別の補助金要綱等を定めて、補助金の目的や補助対象を明確にするとともに、支出内容を検討したうえで補助対象を見直し、事業補助金として拠出することを検討すべきである。

(2) 公の施設の管理（指定管理者制度）について

ア 大規模な公の施設の指定管理者の選定については、公募で行うべきである。

倉敷市の平成25年4月1日現在の公の施設の管理運営体制の状況は、図表10「公の施設一覧表」のとおりであるが、文化産業局が所轄する施設については、大規模な一部の施設を除き、公募で、民間団体が指定管理者として指定され、施設の有効な運営管理が行われており、指定管理者制度導入の目的である施設の効率的な管理運営や経費の削減が実現されている。特に、その効果が著しいのは、国民宿舎良寛荘や山陽ハイツ等の施設である。

これに反し、大規模な施設である倉敷市民会館、倉敷市芸文館、玉島文化センターでは、当初、公募で指定管理者の募集を行う予定であったところ、市民へのパブリックコメント及び議会への請願等の結果を踏まえて内部で再検討し、非公募で、従来から当該施設を管理していた倉敷市が補助金を交付している団体を指定管理者とすることに変更した経緯がある。

しかしながら、それら公の施設の性格から、特定の団体でしか施設の管理ができないとは考えられず、公募による指定管理者の選定を原則とする倉敷市の指定管理者制度推進方針の趣旨・内容にも適合していないと考えられる。

さらに、これらの大規模な施設について、公募により、民間の団体を指定管理者に選定し、民間の団体のノウハウを活用して、施設の効率的な管理運営を行うことが、市が負担する施設管理の経費削減の効果が大きいと思われる。

したがって、これら施設については、公募により指定管理者の選定を行うべきである。

イ 指定管理者の選定の際の公募・非公募の決定手続を見直すべきである。

倉敷市の公の施設の指定管理者の指定の手続等については、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及びこの条例の委任を受けた倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に定められている。しかしながら、指定管理者の選定を公募で行うか、あるいは特

定の者を指名して非公募で行うかについては、上記条例には規定はなく、上記施行規則において定められているに過ぎない。しかも、上記施行規則の規定では、市長が特に必要と認めるときは、非公募で、特定の者を指名して指定管理者の候補とすることができるとされており、上記条例で指定管理者の候補者の選定のために設置されている「指定管理者選定委員会」に付議されることは予定されていない。

上記アで述べたとおり、指定管理者の選定を公募で行うか、あるいは、非公募で行うかは、指定管理者制度導入の目的である公の施設の効率的な管理運営及び倉敷市の経費削減の観点から重要なことであり、また、指定管理者選定の公平さを確保するためにも必要なことである。したがって、公募か否かの決定手続については、条例で明確に定めるとともに、その決定手続には、指定管理者選定委員会に付議されるように規定すべきである。

ウ 定期的に備品の現物確認を行い、備品台帳を更新するなどして、適正に備品の管理を行うべきである。

指定管理者制度が導入されている多くの施設において、定期的な備品の現物確認が行われておらず、備品台帳も更新がされていない。そのため、多くの施設について、倉敷市の財産と指定管理者の財産が混同される可能性が否定できない。また、一部の施設では、高額な収蔵品の寄贈を受けたにもかかわらず、倉敷市の備品として受け入れる手続が行われず、当該収蔵品が備品台帳にも記載されていない。

指定管理者仕様書でも、備品の管理について、「指定管理者に貸付ける備品等については、倉敷市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること」とされているところであり、定期的に備品の現物の確認を行い、備品台帳を更新するなどして、適正な備品の管理を行うようにすべきである。

エ 利用者アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、施設の運営について、幅広く市民の意見をくみ取れるようにすべきである。

倉敷市芸文館や倉敷市民会館では、利用者アンケートを実施しているが、アンケート数が少なく、また、アンケート調査の結果も公表されておらず、利用者の意見が施設運営に十分反映できているとは言えない。

指定管理者業務仕様書では、利用者アンケートを広く募集することとされているところであり、広く利用者の意見を募集し、その意見を施設運営に反映するため、利用者に直接アンケート用紙を配布して意見を求めるなどしてアンケートの回収数を増やすとともに、アンケートの結果及びそれに対する対応等を公表すべきである。

## 2 各論（指摘事項及び意見の項目のみ）

（文化観光部・文化振興課）

### I 指定管理者制度

#### 1 文化施設管理運営事業

ア 指定管理者の選定は公募により行うべきである。（意見）

イ 玉島文化センターの指定管理者の選定に当たっては、施設運営の効率性の観点から、同センターの隣接施設との一括管理を検討すべきである。（意見）

##### ① 倉敷市芸文館

- a 定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。
- b アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、幅広く市民の意見を汲み取れるよう努力すべきである（意見）。
- c 倉敷藤花戦での使用の必要性や利用率の推移等を勘案しながら、和室会議室の他の形態（洋室会議室等）への転用など、今後も、和室会議室の利用状況を検証していく必要がある（意見）。

##### ② 大山名人記念館

- a 展示品についても台帳を整備すること等により、備品を適切に管理すべきである（指摘事項）。
- b 利用者の意見を施設運営に反映させるために、アンケート等を実施すべきである（意見）。

##### ③ 倉敷市民会館

- a 定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。

b アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、幅広く市民の意見を汲み取れるよう努力すべきである（意見）。

c 第3会議室の形態について、利用状況等も勘案しながら、スクール形式に変更することも検討すべきである（意見）。

#### ④ 玉島文化センター

a 定期的に現物確認を行い、備品台帳を最新のものに更新していくなどして、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。

b アンケートの実効性をあげるため、アンケート回答数を増やし、幅広く市民の意見を汲み取れるよう努力すべきである（意見）。

## II 団体への補助制度

### 1. 文化連盟補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

### 2. 学区文化祭補助金

ア. 目的について、その効果とともに再度検証すべきである（意見）。

イ. お（抹）茶代やお菓子代を補助金交付対象経費として支出することは適切ではないため、改めるべきである（指摘事項）。

ウ. 要綱に補助金交付額の補助率も記載すべきことが望ましい（意見）。

エ. 要綱に補助金交付期間や見直し時期を記載すべきである（意見）。

オ. 補助金の交付状況や補助時々の成果を公表すべきである（意見）。

### 3. 創作舞台育成事業補助金

ア. 補助金の交付先は実行委員会であると考え、補助金の申請及び報告は、実行委員会が行うことを検討すべきである（意見）。

イ. 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

### 4. 吉備真備公献茶会補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

### 5. 竹林音楽祭補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等

を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

#### 6. 文化振興財団運営費補助金

ア. 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

イ. 管理費の全額について補助金を拠出する運営補助金として拠出しているが、支出内容を検討したうえで事業補助金として拠出すべきである。（意見）

#### 7. 倉敷囲碁将棋文化振興事業実行委員会補助金

特に指摘すべき事項はない。

#### 8. 文化振興基金交付金

補助対象事業が多く、恣意性が高くなるリスクがあるため、助成対象を絞り込むべきである（意見）。

#### 9. 将棋文化振興基金交付金

金額も少額であり、倉敷囲碁将棋文化振興事業補助金と統合すべき（意見）。

#### 10. 真備町町民ミュージカル創作事業補助金

補助事業の公益性について、その効果とともに再度検証すべきである（意見）。

（文化観光部・観光課）

### I 直営

#### 1. むかし下津井回船問屋

定期的に現物確認、備品台帳の更新を行い、適切に備品を管理すべきである（指摘事項）。

### II 指定管理者制度

#### ① 国民宿舎良寛荘

特に指摘すべき事項はなかった。

#### ② 鷺羽山ユースホステル

備品管理については、より一層適切に行うべきである（指摘事項）。

#### ③ 鷺羽山レストハウス

特に指摘すべき事項はない。

### III 団体への補助制度

1. 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー補助金  
特に指摘すべき事項はない。
2. 第65回玉島まつり（沙美海水浴場運営委員会）（海の事業）補助事業  
ア. 補助金交付対象者を明確にすべきである（指摘事項）。  
イ. 補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交付額の限度額等を定めた  
補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

（文化観光部・スポーツ振興課）

I 指定管理者制度

特に指摘すべき事項はない。

II 団体への補助制度

1. 体育協会補助金

対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

2. 学区体育祭補助金

保持事業の目的について、その効果とともに再度検証すべきである（意見）。

3. 瀬戸内倉敷ツーデーマーチ実施事業補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである（指摘事項）。

4. スポーツ選手強化事業費補助金

補助金額が要綱に定める金額を超えて行われているため、差額の返還を受ける必要がある（指摘事項）。

5. スポーツフェスティバル開催補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである（指摘事項）。

6. スポーツ振興事業開催補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

7. 水球競技選手権大会開催補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

8. 倉敷国際少年野球大会開催補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

9. トライアスロン大会実施事業補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

10. ヘルスピア倉敷アイススケートリンク運営費補助金

補助金の交付状況や補助事業の成果についても、公表すべきである（意見）。

11. 倉敷武道後援会補助金

ア 倉敷市ができる限り早期に倉敷武道館を譲り受け、それを前提に効果的な手段を講じるべきではないかと思料する。倉敷市が倉敷武道館を譲り受けた場合、周辺施設とともに、指定管理者制度を利用すべきである（意見）。

イ 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

（文化観光部・国際課）

I 団体への補助制度

1 倉敷市国際交流協会補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

（商工労働部・商工課）

I 指定管理者制度

1 繊維産業支援事業（倉敷市ファッションセンター管理運営事業）

ア 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由は認めるが、公募か非公募かの決定段階で、第三者による審査を行うなどの措置が必要である（意見）。

イ 協定書及び業務仕様書において、達成目標を設定すべきである（指摘事項）。

ウ 倉敷市ファッションセンターのあり方を検討すべきである（意見）。

2 児島産業振興センター管理運営事業

ア 指定管理者の選定を非公募とする合理的な理由は認めるが、公募か非公募かの決定段階で、第三者による審査を行うなどの措置が必要である（意見）。イ 協定書及び業務仕様書において、達成目標を設定すべきである（指摘事項）。

イ 協定書及び業務仕様書において、達成目標を設定すべきである（指摘事項）。

ウ アンケートの充実を図るべきである（意見）。

エ 市民が公平に本施設（児島商工会議所の事務所部分を除く）を利用できるように配慮をすべきである（意見）。

オ 使用実態にあわせて、休館日の設定の見直しを検討すべきである（意見）。

## II 団体への補助制度

### 1 企業立地促進奨励金（企業誘致推進事業）

特に指摘すべき事項はない。

### 2 設備投資促進奨励金（企業誘致推進事業）

特に指摘すべき事項はない。

### 3 地域集会所建設費等補助金（LP ガス国家備蓄事業）

特に指摘すべき事項はない。

### 4 人材育成事業費補助金（繊維産業支援事業）

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

### 5 倉敷商工会議所補助金（商工業活性化推進事業）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

### 6 児島商工会議所補助金（商工業活性化推進事業）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

### 7 玉島商工会議所補助金（商工業活性化推進事業）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

### 8 つくば商工会補助金（商工業活性化推進事業）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

9 真備船穂商工会補助金（商工業活性化推進事業）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

10 岡山県中小企業団体中央会補助金（商工業活性化推進事業）

ア 交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

イ 交付申請及び実績報告において、補助対象経費を明確にすべきである（意見）。

11 商工業活性化イベント推進事業補助金

特に指摘すべき事項はない。

12 倉敷市商店街連合会補助金（商業活性化事業）

各地区商店街連合会への補助金について、本補助金の目的に沿った事業が各地区商店街連合会で行われているかどうか実績報告書で掌握できるような体制を整備すべきである（意見）。

13 倉敷市商店街連合会年末大売出し補助金（商業活性化事業）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

14 パワーアップ商業振興事業補助金（商業振興対策事業費事業）

特に指摘すべき事項はない。

15 まちづくり補助金（中心市街地活性化事業）

特に指摘すべき事項はない。

16 朝市開催補助金（中心市街地活性化事業）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

17 倉敷市がんばる中小企業応援事業補助金

特に指摘すべき事項はない。

18 保証料補助金・利子補助金（中小企業融資事業）

特に指摘すべき事項はない。

## 1 9 保証料補給金（中小企業融資事業）

特に指摘すべき事項はない。

（商工労働部・労働政策課）

### I 直営

#### 1 水島勤労福祉センター管理運営事業

本施設につき、早期に指定管理者制度を採用することが望まれる（意見）。

### II 指定管理者制度

#### 1 倉敷労働会館管理運営事業

日常的にアンケートを実施する方法に改善すべきである（意見）。

#### 2 山陽ハイツ運営事業

公募により指定管理者を選定したことにより、適切に管理が行われており、指定管理者制度を活用した意義が認められる。

### III 団体への補助制度

#### 1 倉敷市勤労者福祉サービスセンター

補助金の対象経費として、運営費の100%補助についてはなるべく避け、団体としての自主財源の確保が必要と考えられる（意見）。

#### 2 岡山県建設共同職業訓練協会倉敷校補助金

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

#### 3 岡山県建設国民健康保険組合補助事業

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

#### 4 倉敷地区労働者福祉協議会補助事業

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

#### 5 雇用開発協会補助事業

補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

（農林水産部・農林水産課）

### I 直営（業務委託）

1 堆肥センター管理運営事業

特に指摘すべき事項はない。

II 団体への補助制度

1 真備・船穂地産地消&ふれあい祭り補助金

補助金の透明性確保のためにも、補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである（指摘事項）。

2 マスカット&ワイン祭補助金

補助事業の必要性が乏しいというべきであるが、本補助金は平成24年度をもって終了している。

3 米生産調整事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

4 農業近代化資金利子補給金

特に指摘すべき事項はない。

5 農業経営基盤強化資金利子助成金

特に指摘すべき事項はない。

6 農業改善対策事業利子補給金（旧真備町分）

特に指摘すべき事項はない。

7 認定農業者育成促進資金利子補給金

平成24年度で終了している。

8 農業使用済廃プラスチック処理補助金

補助金交付を継続するために目的・理由を後付で設定していないか、今一度必要性を見直すべきである（意見）。

9 農業後継者クラブ育成補助金

補助金の算定方法・補助金額等について、検証をすべきである（意見）。

10 才の神用地取得費借入に伴う利子償還金補助金

特に指摘すべき事項はない。

11 活かせ！農地・産地力再生モデル事業費補助金

補助対象事業の必要性があるのか疑問であるが、平成25年度に終了予定となっている。

12 農業就業奨励補助金

特に指摘すべき事項はない。

1 3 農作物等鳥獣害防止対策事業費補助金

県の補助事業終了後も市の補助事業のみ継続する必要性があるのか、検討を要する（意見）。

1 4 わな猟免許取得補助金

特に指摘すべき事項はない。

1 5 農産園芸関係補助金

特に指摘すべき事項はない。

1 6 農業実務研修事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

1 7 担い手総合支援事業費補助金

ア 補助対象経費の具体的な定めを行うべきである（意見）。

イ 各小学校への補助金について、本補助金の目的に沿った事業が各小学校で行われているか把握できるような実績報告の体制を整備するか、各小学校へ直接的な補助制度とするか検討すべきである（意見）。

1 8 帰農者等支援事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

1 9 真備美しい森イベント補助金

ア 補助対象経費や補助金交付額の限度等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである（指摘事項）。

イ 本イベントの出店者から出店料を徴収するなど、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

2 0 漁業操業安全対策事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

2 1 水産振興管理費補助金

補助金の算定方法として、補助基準や対象経費をより明確にすべきである（意見）。

2 2 漁業協同組合再編促進事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

2 3 ハマグリ養殖補助金

特に指摘すべき事項はない。

2 4 アサリ観光潮干狩り補助金

特に指摘すべき事項はない。

2 5 漁業経営近代化施設整備事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

2 6 栽培漁業振興対策事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

2 7 漁業資源回復事業費補助金

特に指摘すべき事項はない。

2 8 漁業近代化資金利子補給金

特に指摘すべき事項はない。

2 9 漁業就業奨励補助金

特に指摘すべき事項はない。

3 0 漁港照明管理費補助金

特に指摘すべき事項はない。

(農林水産部・耕地水路課)

I 団体への補助制度

1 倉敷土地改良区償還補助金

ア 土地改良区等事務事業費補助金について、補助対象となっている事務経費の見直しを検討すべきである(意見)。

イ 交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである(意見)。

ウ 収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである(意見)。

2 玉島土地改良区償還補助金

ア 交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである(意見)。

イ 収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである(意見)。

3 庄土地改良区償還補助金

ア 交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

イ 収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

#### 4 茶屋町土地改良区償還補助金

ア 交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

イ 収入と支出のバランスの中で、倉敷市からの運営費補助の補助率を下げる努力を行うべきである（意見）。

#### 5 任意団体（JA）事業借入償還分補助金（船穂分）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

#### 6 土地改良総合整備事業（一般）償還助成補助金（真備分）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

#### 7 農林漁業資金償還助成補助（真備分）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

#### 8 農村総合整備事業（モデル）償還助成補助金（真備分）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。

#### 9 県営ほ場整備事業償還補助金（真備分）

交付要綱等において、補助金算定方法や補助金交付の限度額等を定めるべきである（意見）。